

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和元年10月29日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和元年9月1日（日）午前10時30分頃、市道徳山加見線を走行中の車両が、路面に生じていた穴ぼこに衝突し、タイヤを損傷した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

(3) 損害賠償の額

¥7,452-

2 専決処分の年月日

令和元年9月19日